

# 所得税の確定申告

## 所得税の確定申告が必要な人

各種所得の合計金額から、基礎控除やその他の所得控除を差し引いて計算した税額から、配当控除や住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。

### 1. 給与所得があり、次のいずれかに該当する人

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える
- ・給与を1か所からもらっている人で、給与所得と退職所得を除く他の所得の合計金額が20万円を超える
- ・給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得と退職所得を除く他の所得金額の合計金額が20万円を超える
- ・同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている
- ・給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

### 2. 公的年金等の収入があり、次のいずれかに該当する人

- ・公的年金等の収入の合計金額が400万円を越える
- ・他の所得の合計金額が20万円を越える

外国年金がある場合や控除追加によって還付を受ける場合は申告が必要です。詳しくは千葉西税務署 ☎043-274-2111へ問い合わせてください。

## 所得税の確定申告に必要なもの

マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードかマイナンバーが記載された住民票の写しと、運転免許証などの身元確認書類が必要です。郵送の場合は写しを同封してください。その他、申告内容により必要な書類が違いますので、千葉西税務署へお問い合わせください。

■スマートフォンでも申告できます スマートフォンを使って自動計算で作成して、自宅ですべて申告できます。右のコードの「作成の流れはこちら」から申告に必要なものを確認できます。



■郵送で提出先 〒262-8507千葉市花見川区武石町1-520東京国税局業務センター千葉西分室 ※受付印が押された申告書の控えが必要な人は、控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

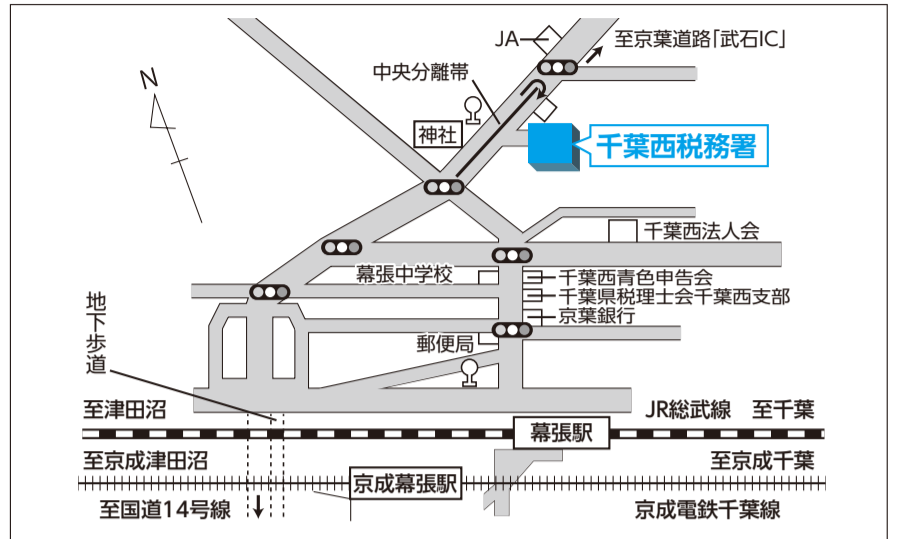
## 確定申告の会場と受付期間

### 1. 千葉西税務署

所得税、贈与税、消費税などの確定申告書作成相談や、申告書の配布、作成済みの申告書の受付を行います。

▶期間 2月16日(金)～3月15日(金) (土曜・日曜日、祝日を除く)。2月25日(日)は休日開庁を実施 ▶受付時間 午前8時30分～午後4時 (作成済み書類の提出は午後5時まで)。相談は、混雑回避のため、入場整理券の配布による受付 (原則、スマートフォンで申告書を作成)。入場

整理券は当日配布のほか、LINEによる事前受付も可能です。入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。



確定申告期間中は、千葉西税務署の駐車場を使用できません。公共交通機関をご利用ください。

### 2. 市役所会場

申告書作成相談は、給与収入 (特定支出控除の適用を受ける人を除く) と公的年金収入のみの人に限り、年末調整していない住宅ローン控除、給与と公的年金以外の収入がある人、災害などによる雑損控除などの相談は千葉西税務署へ。「利用者識別番号」をお持ちの方は、必ず確認できる書類をお持ちください。初めて利用する人は、会場で取得できますので、身元確認書類をお持ちください。

昨年に引き続き、確定申告作成相談は事前予約制で各日110人の受け付けとなります。ただし、作成済みの書類を提出する場合は予約不要です。

▶期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土曜・日曜日、祝日を除く) ▶受付時間 午前8時30分～午後4時 (作成済み書類の提出は午後5時まで)

▶予約方法 インターネットでの予約(右のコードから)か申告会場で予約。スマートフォンをお持ちの方は持参してください ▶予約受付期間 2月1日(木)午前8時30分から3月14日(木)午後3時まで。翌日以降分の予約になります。



■ふるさと納税ワンストップ特例制度 所得税の確定申告や市民税・県民税の申告をしない人が対象です。医療費控除などを受けるために申告をする場合は、特例が無効になるため、寄附金控除の申告も併せて必要です。

■上場株式等の配当所得等に係る課税方式 市民税・県民税における、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式(総合課税・申告分離課税・申告不要)は、6年度より所得税と一致させることになりました。これにより、確定申告した上場株式等の配当所得等は、課税方式を別に選択することはできず、そのまま市民税・県民税に反映することになります。申告した内容により、国民健康保険料等の算定に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

## ごみ及び資源物の収集時間について

ごみ及び資源物は必ず収集日の午前8時30分までに集積場所に出してください。収集作業は排出量や交通事情、天候などにより収集時間やルートが変わることがあり、決まった時間に収集することができません。また、収集後に出されたものについては再収集できません。ご理解とご協力をお願いします。

**不法投棄通報受付専用電話** フリーダイヤル (ファクス兼用) 0120-844-530

**粗大ごみ受付専用電話** (収集依頼受付・要予約) 483-4506 月～金曜日9時～16時30分 (祝日・年末年始を除く)

2月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域	指定袋使用		資源物	
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	6日(第1火) 20日(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	1日(第1木) 15日(第3木)	月・水・金	火	土	
2	八千代台北	13日(第2火) 27日(第4火)	1223日は休み 27日は収集あり	木	土	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側)	8日(第2木) 22日(第4木)	1223日は休み 22日は収集あり	火	土	
3	八千代台西、八千代台南	6日(第1火) 20日(第3火)	月・水・金	金	月	11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	1日(第1木) 15日(第3木)	火・木・土	水	月	
4	八千代台東	13日(第2火) 27日(第4火)	月・水・金	金	月	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	8日(第2木) 22日(第4木)	火・木・土	水	月	
5	上高野	7日(第1水) 21日(第3水)	月・水・金	金	月	13	勝田台	2日(第1金) 16日(第3金)	火・木・土	水	月	
6	村上団地	14日(第2水) 28日(第4水)	火・木・土	金	月	14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	9日(第2金) 休み(第4金)	火・木・土	水	月	
7	村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	7日(第1水) 21日(第3水)	月・水・金	金	月	15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	2日(第1金) 16日(第3金)	火・木・土	水	月	
8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	14日(第2水) 28日(第4水)	月・水・金	金	月	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	9日(第2金) 休み(第4金)	火・木・土	水	月	

◆お問い合わせは、クリーン推進課 ☎(421)6768 または清掃センター ☎(483)4521 ☎(486)1011へ